

役員独立性判断基準

当社は、社外役員が以下の各号のいずれにも該当しない場合、当該役員は当社に対する独立性を有しているものと判断します。

- 1 当社の業務執行者、過去において当社の業務執行者であった者
- 2 主要な取引先
 - (1) 当社を主要な取引先とする法人の業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先である法人の業務執行者
- 3 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）
 - (1) 直近3年間で、当社の会計監査を実施した監査法人に所属する者
 - (2) 直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を当社から得ている者
- 4 東京都の関係者
過去2年間に於いて、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 東京都の職員
 - (2) 東京都が出資、出捐等（人的支援を含む）する法人の役職員
- 5 株主
 - (1) 当社の株主の業務執行者
 - (2) 当社が株主である会社の業務執行者
- 6 相互就任
当社の業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
- 7 近親者
前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

附 則 第191回取締役会決議

この基準は令和3年4月19日から施行する。